

行財政改革大綱後期実施計画

実施事項名	公共施設の利用促進と有効活用(財産管理について)			重点項目番号	4		
現状、問題点、必要性 (なぜやるのか)	【現 状】 合併に伴い市の財産の保有状況が完全に把握されておらず、各支所ごとに施設等の管理が行われている。 【問題点、必要性】 市として財産の保有状況を明らかにするとともに、適正な管理及び効率的な運用を図るための財産管理の方針が必要である。 【現状の客観的な説明】 自治基本条例においても、財産の保有状況、管理計画、保有状況の公開が義務付けられているが、対応できない状態である。			番号	②		
				担当課(執行する課)	総務部総務課		
				責任者名(執行責任者)	総務課長 森岡 良夫		
				担当課電話番号	22-9610		
対象等(なにが、だれが)	市の施設等を利用しようとする方、財産保有状況を知りたい方			【金額】	財政効果額(千円) (いくら削減されるのか、いくら収入増となるのか) 【算定根拠】 ※本事業による直接の効果額や削減額は算定できない。		
成果(対象がどうなるのか)	市の財産の保有状況や運用方針が明らかになる。						
実施する内容・目標数値 (対象を成果の状態にするために、何を、いつまでに、どのようにやるのか)	【実施内容】 市の財産の保有状況の把握や台帳の整備、財産管理計画の策定を行なう。 【目標数値】 《最終目標》財産台帳・財産管理計画の策定を行なう。 《平成20年度の目標》財産保有状況を把握し、財産台帳の書式の整備を行う。 《平成21年度の目標》財産台帳の整備を行う。 【目標の客観的な説明】 自治基本条例や行財政改革大綱には財産管理計画の策定及び財産保有状況の速やかな公開が規定されている。			特記事項	行程表(いつまでにやるのか) 平成20年度 平成21年度 平成22年度 4月 10月 4月 10月 4月 10月		
	市有財産の把握 財産台帳の整備 財産管理計画の検討 財産管理計画の策定 財産管理計画に基づいた管理開始						
目標を達成するための活動指標(全体目標を達成するために個別に実施する項目) (何をどれだけやるのか)	市有財産の把握			←			
	財産台帳の整備			←			
	財産管理計画の検討			←			
	財産管理計画の策定			←			
	財産管理計画に基づいた管理開始			←			
				←			

